

一般社団法人中央競馬振興会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人中央競馬振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、競馬を愛好し、かつ、競馬について深い見識を有する者の結合と活動により、公益的立場から競馬の発展を図るとともに健全娯楽としての競馬の地位の向上に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競馬に関する調査研究
- (2) 競馬に関する啓発宣伝
- (3) 競馬に関する意見の交換及び調整
- (4) 日本中央競馬会その他の競馬関係諸団体への助言
- (5) 会報及び研究資料の配布
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(資格の取得・構成員)

第5条 本会の会員の資格を有する者は、本会の目的に賛同する個人とする。

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより入会申込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動に恒常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 前項の規定により会員が支払った金品は、会員資格を喪失した場合であってもこれを返還しない。

(届 出)

第8条 会員は、その氏名又は住所に変更があったときは、速やかに本会にその旨を届け出なければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、当該総会の開催日の1週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ、総会における議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が議決されたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、いずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

(会員としての権利及び義務の取扱い)

第12条 会員が前3条の規定により会員でなくなったときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総会

(構 成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 入会金及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任及び解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準

(5) 各事業年度の事業計画及び収支予算書の承認

(6) 各事業年度の事業報告、収支計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(7) 定款の変更

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第16条第2項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、総会の開催日の1週間前までに、会員に対して、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、当該総会の2週間前までに通知を発しなければならない。

3 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 前項による請求があったときは、会長はその請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長が務める。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、総会員の半数以上であって議決権の3分の2以上の決議によって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を、それぞれ選任することとする。

(書面若しくは電磁的方法又は代理人による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

- 2 前項の議決権行使書面は、当該総会の開催日の前日までに本会に到達しないときは無効とする。

- 3 第1項の電磁的方法による議決権行使の期限は、当該総会の開催日の前日とする。

- 4 第1項の会員または代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

- 5 第1項の規定により議決権を行使する会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(定数等)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事4名以上6名以内

- (2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 理事及び監事を選任する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第10号の定めによる。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
なお、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、速やかに理事会を開催し、新たな会長を選定する。
- 3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の場合には、当該役員に対し、総会における議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(報酬等)

第29条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会で別に定める。

(顧問)

第30条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して参考意見を述べることができる。
- 3 顧問は、会員の中から選ぶものとし、理事会の決議を得て、会長が任命する。

- 4 顧問に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 5 前項に定めるもののほか、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 理事会は、定例理事会として毎事業年度2回開催するほか、次のいずれかに該当する場合に、臨時理事会として開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた時
 - (2) 法令で定めるところにより、会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき、又はその請求をした理事が招集したとき。
 - (3) 法令で定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第2号及び第3号の規定により理事又は監事が招集する場合を除く。

- 2 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定により理事又は監事から理事会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

第7章 事務局等

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、会長が任命する所要の職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第41条 本会は、法令で定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び総会の議事に関する書類

(5) 事業報告、収支計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書

(6) 監査報告

(7) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の管理及び運用)

第42条 本会の資産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第43条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会において、総会員の半数以上であって議決権の3分の2以上の承認を受けて、正味財産の額を限度として長期借入金の借入れをすることができる。

3 本会が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を受けなければならない。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 会長は、毎事業年度終了後3箇月以内に、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 前3号に掲げるものの附属明細書
- (6) その他法令等で定められた書類

2 会長は、理事会の承認を受けた前項の書類(第4号の書類を除く。)について、定時総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の制限)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第49条 本会は、総会において、総会員の半数以上であって議決権の3分の2以上の決議によって、他の法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

ない。

(解 散)

第 50 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 本会が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

第 53 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、河野洋平とする。
- 4 本会の最初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	河野洋平
理事	中山悠
理事	池田修悟
理事	角道謙一
理事	篠崎治
理事	山崎達光
監事	相田雪雄